

# マイナンバーカードが健康保険証としてご利用になれます



利用できる  
医療機関・薬局は  
このポスターが目印！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。医療機関・薬局により開始時期が異なりますので事前にご確認ください。  
なお、利用には下記のとおり事前申込が必要です。  
問い合わせ▶国保年金課資格担当

または市ホームページをご覧ください  
☎088(5)633  
広報ID番号 1026506

従来の健康保険証も引き続きご利用になれます  
・利用可能な医療機関や薬局でマイナンバーカードを提示し、限度額情報の提出に同意していただく、「限度額適用認定証」をお持ちでなくても限度額以上の支払いが不要となります

## オンラインで 自身の医療情報などをご覧になれます

秋田市国民健康保険に加入されているかたは、マイナポータル上で自身の医療費情報や服薬履歴、特定健診の結果などを閲覧できます。マイナポータルの使用には、事前にマイナンバーカードによる利用者登録が必要です。

問い合わせ▶国保年金課給付担当☎(0888)56330  
または市ホームページをご覧ください

広報ID番号 1026506

■スマートフォンからマイナポータルで申し込む場合次のものを準備してください

- ① マイナンバーカード+あらかじめ市窓口で設定した暗証番号(数字4ケタ)
- ② マイナンバーカード読み取り対応スマホ(またはパソコンとICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAPP」のインストール  
：インストール後アプリを起動し、画面に沿って進むと申し込みできます

■スマートフォンが読み取りに対応していない場合：秋田市国民健康保険に加入されているかたには、市役所1階国保年金課で手続きをサポートします。国保以外のかたは、加入する健康保険にご確認ください

■ご自身で手続きする場合：市役所1階市民の座に設置したマイナポータル利用端末またはセブン銀行ATMをご利用ください

## 保険証が変わっても健診情報が引き継がれます

秋田市国民健康保険に加入されているかたは、以前加入していた健康保険で実施した特定健診の情報が、秋田市国民健康保険に提供されます。この提供にあたって手続きは不要ですが、健診情報の提供を希望されない場合は、特定健診課へ「不同意申請書」の提出をお願いします。

問い合わせ▶特定健診課☎(0888)56666  
または市ホームページをご覧ください

広報ID番号 1031972

## ◆市民サービスセンター(SC)に マイナンバーカードの臨時申請窓口を開設



無料で写真を撮影し、マイナンバーカードの申請をサポートします。運転免許証、健康保険証など本人確認書類をお持ちください。  
また、身分証をお持ちでないかたやご家族の分などを自宅から申請できるよう、申請書の後日郵送を申し込みできます。

問い合わせ▶市民課☎(0888)56260

## 会場と日程(時間は午前10時〜午後4時)

\*カードの交付は後日、再度窓口にお越しいただきます。

- 河辺市民SC：11月11日(木)・12日(金)
- 雄和市民SC：11月11日(木)・12日(金)
- 北部市民SC：11月15日(月)・19日(金)
- 西部市民SC：11月22日(月)・26日(金)(23日を除く)
- 南部市民SC：11月29日(月)・12月3日(金)
- 東部市民SC：12月6日(月)・10日(金)

## ◆マイナポイントの申し込みは12月末まで

マイナンバーカードを今年4月末までに申請したかたが、キャッシュレス決済サービスのポイント還元を受けられる「マイナポイント」の申込期限は12月末です。手続きはお早めにごぞ。

なお、マイナポイントの手続きがご自身で難しいというかたは、12月28日(火)までの平日午前9時〜午後5時、市役所1階市民の座でサポート窓口を開設していますのでご利用ください。

問い合わせ▶マイナポイント制度：国のコールセンター☎0120-95-0178、市役所のサポート窓口：情報統計課☎(0888)54608

\*マイナポータル=国が運営するオンラインサービス。自分専用のサイトから、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりするサービス。

# 企業&起業をサポート!

各種支援事業について、詳しくは、市ホームページ(広報ID番号を入力)をご覧ください

## 新規創業の費用の一部を補助します

問い合わせ)商工貿易振興課 ☎(888)5729

広報ID番号 1007122



秋田市内で法人を設立して新たな事業を開始するかたなどに対し、費用の一部を補助します。創業間もない個人事業主が事業を拡大し、法人成りする場合も対象です。

募集期限は12月24日(金)(申請は毎月末締めで、翌月中旬に行う審査会で採否を決定します)。起業をお考えのかたは、お早めにお問い合わせください。

\*応募(創業計画書の提出)前に法人を設立した場合や、交付決定通知の前に着手した事業は対象外です。

【補助内容】▼補助率50% ▼限度額75万円(代表者がAターナーの場合:補助率75%、限度額75万円。代表者が35歳未満の場合:補助率75%、限度額50万円)

【補助対象経費】事業拠点費、設備費、機械器具費、広告宣伝費、申請手数料など

■秋田市創業支援ポータルサイト「アキチャレ」もチェック↓<https://www.akitchallenge.jp/>

## 創業者の取り組みを支援します

問い合わせ)商工貿易振興課 ☎(888)5729

広報ID番号 1006941



新たに事業を開始する際の設備資金や運転資金に対し利子補給(条件付き)を行う融資制度をご利用ください。融資のご相談は次の金融機関へ直接お問い合わせください。

【金融機関】秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、

秋田県信用組合、岩手銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行

【対象要件(すべてを満たすこと)】▼市内に住所がある ▼市内に主たる事業所がある ▼事業を営んでいない個人が新たに事業を開始するものであり、事業歴が5年未満であるなど

【貸付内容】限度額2千万円/期間10年以内(据置期間1年以内)/利率1:55%/利子補給は借入から3年間1%(県外の銀行は利子補給なし)

## 事業承継の費用の一部を補助します

問い合わせ)商工貿易振興課 ☎(888)5729

広報ID番号 1025474



高齢化などを理由に、法人の経営を事業承継しようとするかたに対し、費用の一部を補助します。①②とも補助率50%、限度額50万円。

【対象要件】▼秋田県事業承継・引継ぎ支援センターから支援を受けている ▼市税に滞納がない ▼法人の代表者が60歳以上である など

### ①従業員に事業承継する場合

…募集期限は12月28日(火)

初期診断経費、コンサルティング経費など

\*従業員がAターナーの場合、限度額100万円。

\*3親等以内の従業員に承継する場合は対象外。

②第三者に事業承継をする場合(M&Aの売り手側):募集期限は2月28日(月)

専門事業者への着手金、仲介手数料など

\*M&A企業の場合併買収

## チャレンジオフィスあきた 随時入居者募集中!



チャレンジオフィスあきた(中通二丁目2-32山二ビル7階)は、起業・創業のための専門職員が常駐する施設で、事業に必要な知識を提供しながら意欲あるかたの新規創業のお手伝いをします。

書類・プレゼンテーションによる入居審査があり、入居期間は原則3年以内(毎年更新審査あり)。入居をお考えのかたは、まずはお気軽にご相談ください。

☎(827)5868

広報ID番号 1023179

### 入居資格

▼現在、事業を営んでいない個人で、1年以内に事業を開始する具体的な計画があるかた

▼すでに創業していて、創業後5年以内の会社・組合

▼1年以内に新分野、新事業へ進出する具体的な計画がある会社など

### 使用料金

▼創業支援室 10㎡:月額1万5千400円

▼創業支援室 14㎡:月額2万2千円

▼コワーキングスペース共有型のオープンな事務スペース:月額1席6千600円